

- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 21 改正法附則第13条第4項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 22 附則第20項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 23 附則第19項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の長野県県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第41条の3第1項、第41条の4、第41条の5、第41条の7、第41条の8及び第41条の9の規定を除く。）を適用する。この場合において、同条例第41条の3第2項中「前項」とあるのは「長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第35号。次項及び第41条の7の2第1項において「改正条例」という。）附則第19項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「改正条例附則第19項」と、同条例第41条の7の2第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「改正条例附則第20項」と、「これらの規定に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成33年11月1日」とする。
- 24 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第19項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、長野県県税条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 25 附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

税務課

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年7月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第36号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「ホテル営業の施設及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号及び第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業の施設及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号のア中「洋式の構造設備のもの」を「寝台を置く客室」に、「和式の構造設備のもの」を「寝台を置かない客室」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同条第2号中イ及びウを削り、エをイとし、オからサまでをウからケまでとする。

第3条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」

に改める。

第4条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改める。

第5条第1項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2項中「及びウ」を削る。

第8条第1項第7号中「毎日1回以上」を「定期的に」に、「こと」を「こと。なお、宿泊者の入替えがあつた場合は、その都度清掃すること」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年7月12日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第42号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和32年長野県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の別紙中「建築型式 和(洋)風 階建」を「建物の構造 階建」に、
 「5 客室の種類別数 洋式 室 和式 室
 6 客室数及び定員」

を「5 客室数及び定員」に、和洋別を

「寝台の有無」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、

「9」を「8」に、「10」を「9」に、

小便器個数	兼用便器個数

を

小便器個数

に、「11」を「10」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課